

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付事業の手引き



社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

〈 目次 〉

項 目	頁
1. 貸付の概要	
1. 目的、実施主体	1
2. 貸付対象者	1
3. 貸付額、条件等	1
4. 貸付申請の期限	2
5. 貸付申請手続き	2
6. 貸付契約の審査と決定	2
7. 貸付契約の締結	3
8. 返還金の支払猶予	3
9. 債務の当然免除	3
10. 債務の裁量免除	4
11. 貸付契約の解除	4
12. 貸付金の返還	5
12. 借受人等の届け出義務	5
返還債務の免除となる5年間引き続き従事する場合の考え方	6
ひとり親家庭促進資金 各種様式集	7~

※この「申し込みのしおり」は貸付の申込みに必要な事項を説明及び申請様式について貸付の手引きから抜粋したものです。

貸付を希望される方は、内容を熟読のうえ、添付の申請書様式をコピーして必要事項を記名・押印のうえ福祉事務所等の母子・父子自立支援員の方に提出して下さい。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の概要

1. 目的、実施主体

この制度の目的は、母子父子寡婦福祉法に規定する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資金を貸付け、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。またこの貸付は、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

資格を取得した日から1年以内に原則長崎県内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事して5年間就業を継続することで、返還債務の全部が免除されます。

2. 貸付対象者

貸付対象者は次の全てを満たす方とします。

- | |
|--|
| ① 長崎県内に居住し住民登録しているひとり親家庭の親であること |
| ② 県・市が実施している「高等職業訓練促進給付金」の支給を受けている者 |
| ③ 高等職業訓練の養成機関終了後に、取得した資格が必要な業務に従事しようとする者
(通信制の養成機関利用も可) |
| ④ 他の都道府県で本訓練促進資金を借り受けていない方 |

※書類のやり取りは、県・市の福祉事務所(中核市は子育ての所管課)を経由して行います。

※日本学生支援機構（授業料・入学金免除該当者を除く）、長崎県育英会等の奨学金、母子父子寡婦福祉資金との併給は可能ですが、介護福祉士修学資金貸付及び保育士修学資金貸付との併用はできません。また、専門実践教育訓練給付金及び自立支援教育訓練給付金を受給している方は入学準備金の貸付を受けることはできません。

3. 貸付額、条件等

資金の種類	貸付額	貸付対象経費
入学準備金	500,000円 以内	ア 養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金 イ 参考図書、学用品 ウ 通学のための交通費など
就職準備金	200,000円 以内	ア 就職によって転居が伴う場合における転居費用 イ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料 ウ 就職にあたり必要となる被服費等 エ 通勤に要する移動用自転車等の購入費など

利子、延滞利子	<p>① 連帯保証人を立てる場合は無利子とします。</p> <p>② 連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は、年1%の利率を徴収します。</p> <p>ただし、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、最終返還期限日から起算して、残元金に対して返還の日までの日数に応じ、年3%の延滞利子を徴収します。</p>
連帯保証人	<p>① 連帯保証人の要否については、借受人が選択することができます。</p> <p>② 連帯保証人を立てる場合は、1名とし、原則として長崎県内に住民登録している方で返還債務を負担することができる資力を有する方です。</p> <p>③ 貸付を希望する方が未成年の場合で、連帯保証人を立てる場合は法定代理人(親権者)でなければなりません。</p>

4. 貸付の申請期限

入学準備金	<p>養成機関に入学した日から3か月以内 ※入学前から申請が可能です。</p> <p>※6月30日以降に申請の場合、入学の日付が確認できる書類を提出してください。</p>
就職準備金	<p>養成機関の課程を修了の上資格を取得し、就職が決定した日から3か月以内</p>

5. 貸付の申請手続き

申請方法: 貸付を受けようとするときは、次の書類を高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った福祉事務所等の母子、父子自立支援員に相談のうえ、申請して下さい。

提出書類

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付申請書(様式第1号)
- (2) 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- (3) 世帯全員の記載のある住民票(個人番号のないもの)
- (4) 本人及び家族の所得を証明する所得・課税証明書、源泉徴収票など
- (5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付における個人情報の取扱同意書(様式第2号)
- (6) 養成機関の在学証明書等【入学準備金を申請するとき】
- (7) 養成機関の課程を修了したことを証明する書類の写し【就職準備金のみ申請するとき】
- (8) 取得した資格を証明する書類の写し【就職準備金のみ申請するとき】
- (9) 申請書チェックリスト

6. 貸付契約の審査と決定

- (1) 申請書等を受付後、内容審査を行います。
内容に不明な点がある場合は福祉事務所等を経由して確認いたします。
- (2) 審査後は貸付決定通知書又は貸付不承認通知書を、福祉事務所等を経由して申請者へ送付します。

7. 貸付契約の締結

- (1) 貸付決定者（借受人）には貸付決定通知書と共に貸付番号、氏名等を機械印字した借用書等を福祉事務所等を経由して送付します。
- (2) 借受人は下記の書類に必要事項を記入し、福祉事務所等を経由して県社協へ送付して下さい。
- ①借用書（機械印字された内容を確認し、誤りがなければ住所、氏名を記名押印して下さい）
 - ②借受人及び連帯保証人の所得証明書・印鑑登録証明書
 - ③銀行振込口座申請書（借受人の名義であること）
 - ④振込口座の通帳のコピー（銀行名、支店名、口座番号、口座名義が分かるページ）
 - ⑤借用書には印紙税法に規定する収入印紙を貼付し、借受人等の割印が必要です。
- ※10万円を超え50万円以下の場合の収入印紙の貼付・・・・・・・・400円
- (3) 県社協は、(2)の書類をチェックし不備が無ければ、借受人名義の口座に貸付金を1ヵ月以内に振り込みます。
- 振込の前には福祉事務所等を経由して、貸付金送金通知書を送付します。

8. 返還金の支払猶予

次の場合、その事由が継続している期間、貸付金の返還を猶予することができます。
借受人は福祉事務所等を通して返還猶予申請書（様式第5号）と関係書類を県社協へ提出して下さい。

- (1) 貸付契約を解除した後も引き続き養成機関に在学しているとき（在学証明書）
 - (2) 養成機関を卒業後、引き続き、他種の養成機関において修学しているとき（在学証明書）
 - (3) 原則県内で、返還免除対象業務に従事しているとき（取得した資格証、業務従事届）
 - (4) 借受人が被災、疾病、負傷、その他やむを得ない事情により返還が困難であると認められるとき（罹災証明、医師の診断書等）
- ※（3）と（4）は返還期限が到来していない時のみ

9. 債務の当然免除

借受人は、債務の免除を申請する時は、返還免除申請書（様式第7号）に関係書類を添えて、福祉事務所等を経由して県社協へ提出して下さい。

免除要件は次の（1）と（2）です。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、原則、県内において、返還免除対象業務に従事し、5年間引き続き資格業務に従事したとき、返還を免除します。
※資格登録を以て資格取得とします。試験に合格したのみでは資格取得とはみなしません。
※常勤雇用に限定しませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上必要です。
※養成機関修了後、返還免除対象業務以外の仕事についたが、再度、返還免除対象業務に就く希望がある時は、養成機関修了後2年以内とします。

※原則県内とは、県内で就職先が、見つからず、隣接する区域に就職した場合、個別の事例を判断して、やむを得ないと会長が判断した場合は返還免除の対象とする。

(期間を算入する場合)

借受人の意思によらず、県外で返還免除対象業務に従事した場合

(期間を算入しない場合)

他種の養成施設等での修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事していない場合（ただし、返還免除対象業務に従事しているとみなす）

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき

10. 債務の裁量免除

相続人または連帯保証人に請求しても、返還がやむを得ない場合、返還債務額（既に返還された金額は除く）の全額又は一部を免除します。

ただし、本人の責任による離職や特別の事情がなく恣意的に退職した場合は免除できません。

債務の裁量免除を申請しようとする者は、返還免除申請書（様式第7号）に関係書類を添えて、福祉事務所等を経由して県社協へ提出して下さい。

(1) 死亡し、又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき

（医師の診断書のコピー、障害手帳のコピー等）

(2) 長期間所在不明となっている場合等で、返還させることが困難であると認められる場合であって、最終返還期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

（住民票の除票など行方不明を証明する書類）

(3) 県内において、返還免除対象業務に従事した時。（5年満期に達しないとき）

（業務従事期間証明書）

業務従事年数を5で除した数値を貸付額に乗じて得た額

例) 入学金50万円、就職準備金20万円、3年間返還免除対象業務に従事した場合
 $3年 \div 5年 = 0.6$ 70万円 \times $0.6 = 42$ 万円（免除額）

11. 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

借受人は福祉事務所等を通して各届出を県社協へ提出します。

(1) 養成機関を退学したとき

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき

(3) 死亡したとき

(4) 訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

(5) その他訓練資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(6) 正当な理由（錯誤を含む）がなく資金の貸付を受けたとき

12. 貸付金の返還

次の場合（他種養成機関における就学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く）、事由が発生した日の翌月から、貸付金の全額（利子がある場合は利子を含む）を原則として一括で返還しなければなりません。ただし、借受人の申し出があった場合は、月賦又は半年賦による均等払い方式で5年以内に返還する方法を認めることができます。

事由が発生した日から30日以内に貸付辞退届（様式第10号）、返還計画書（様式11号）を福祉事務所等を通して県社協へ提出します。

借受人は県社協が作成した返還明細書に従い、所定の期日までに返還しなければなりません。

（1）貸付契約が解除されたとき

※貸付期間中に再婚した場合は、高等職業訓練促進給付金の対象外になるため、本貸付も対象外になります。在学中は返還猶予できるので希望者は福祉事務所等を通して返還猶予申請書（様式第5号）を提出してください。

（2）養成機関を修了しかつ資格を取得した日から1年以内に、取得した資格が必要な業務（返還免除対象業務）に従事しなかったとき

（3）県内において返還免除対象業務に従事しなくなったとき

（4）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき

13. 借受人等の届け出義務

借受人等は、次の各号に該当する時は福祉事務所等を経由して、直ちに県社協へ所定の書類を提出しなければなりません。

（1）住所・氏名を変更したとき（様式第13号）

（2）貸付けを辞退したとき（様式第10号）

（3）養成機関を退学・退校したとき（様式第16号）

（4）休学、復学、停学、留年したとき（様式第9号）

（5）在学中に進路変更し、所期の目的を達成する見込みがなくなったとき（様式第10・11号）

（6）業務従事先を変更したとき（様式第6・12号）

（7）返還免除対象にならなくなったとき（様式第11号）

（8）連帯保証人の住所・氏名・勤務先などが変更になったとき（様式第13号）

（9）連帯保証人が死亡又は自己破産等のため変更するとき（様式第14・15号）

（10）借受人が養成機関を進級したとき又は養成機関終了後、さらに他種の養成機関において修学しているとき毎年4月1日現在の在学証明書

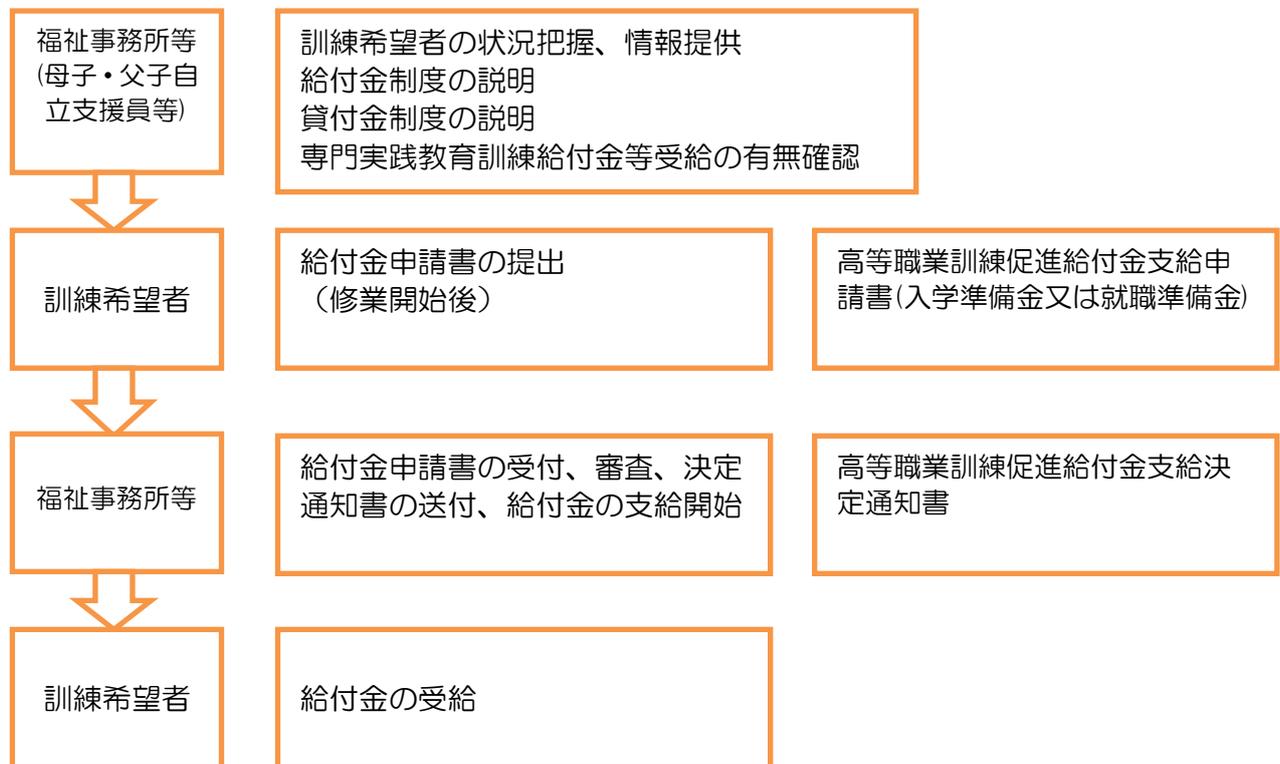
（11）借受人が資格取得後、返還免除対象業務に就労しているとき毎年4月1日現在の現況報告書（様式第18号）

（12）借受人が死亡したとき（様式第14号）

（13）借受人が養成機関の課程を修了し、資格を取得したとき卒業証明書及び資格取得届（様式第17号）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の流れ

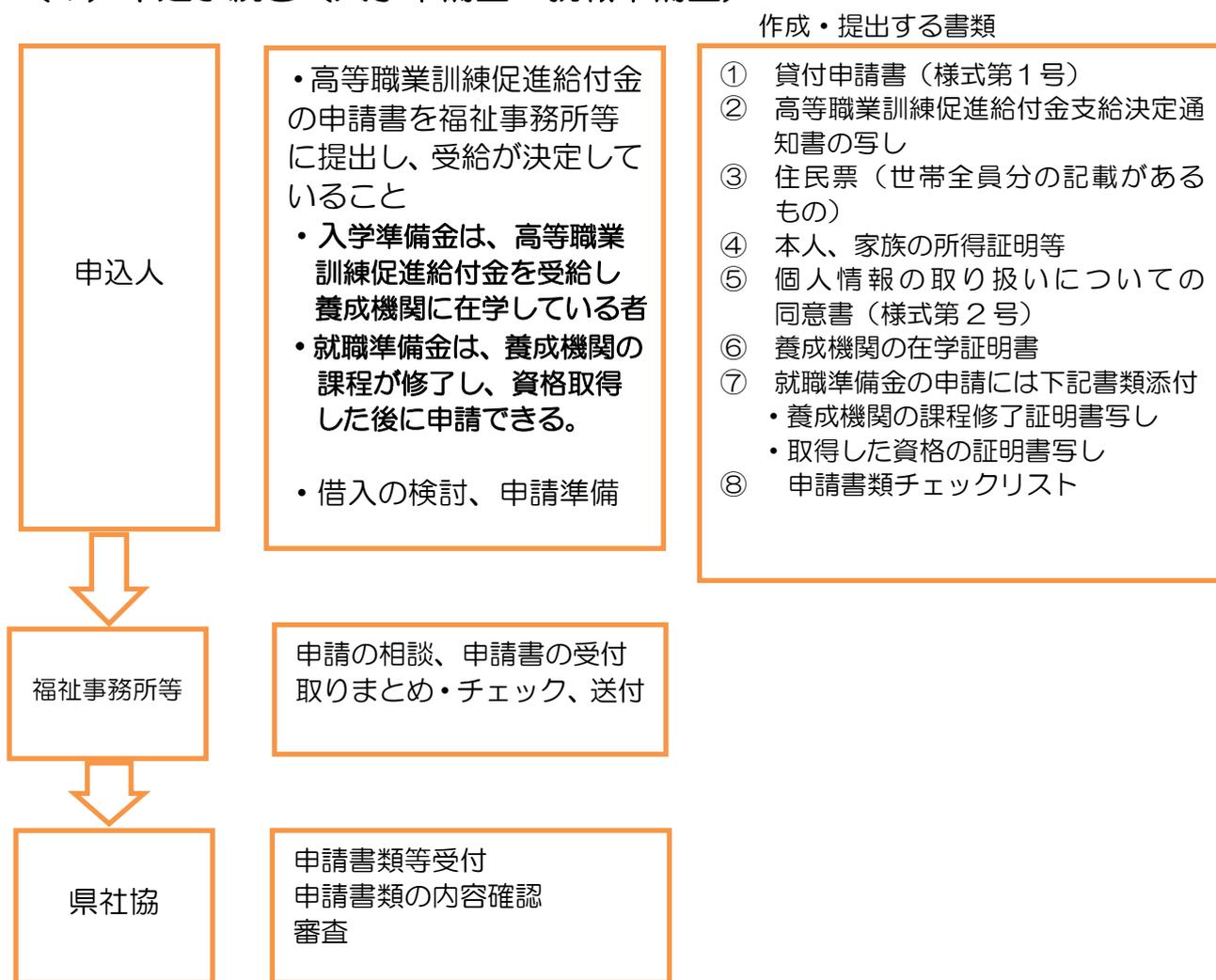
申し込み前の手続き



留意点

- 利用者に対して貸付制度（貸付要件、返還免除要件、修業又は就業状況の報告義務）の説明を行います。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度、日本学生支援機構の奨学金などと併用することができます。
- 介護福祉士修学資金、保育士修学資金などの借り入れを希望している場合は、利用者の選択になります（本貸付との重複貸付はできません）。
また、専門実践教育訓練給付金及び自立支援教育訓練給付金を受給している方は入学準備金の貸付はできません。

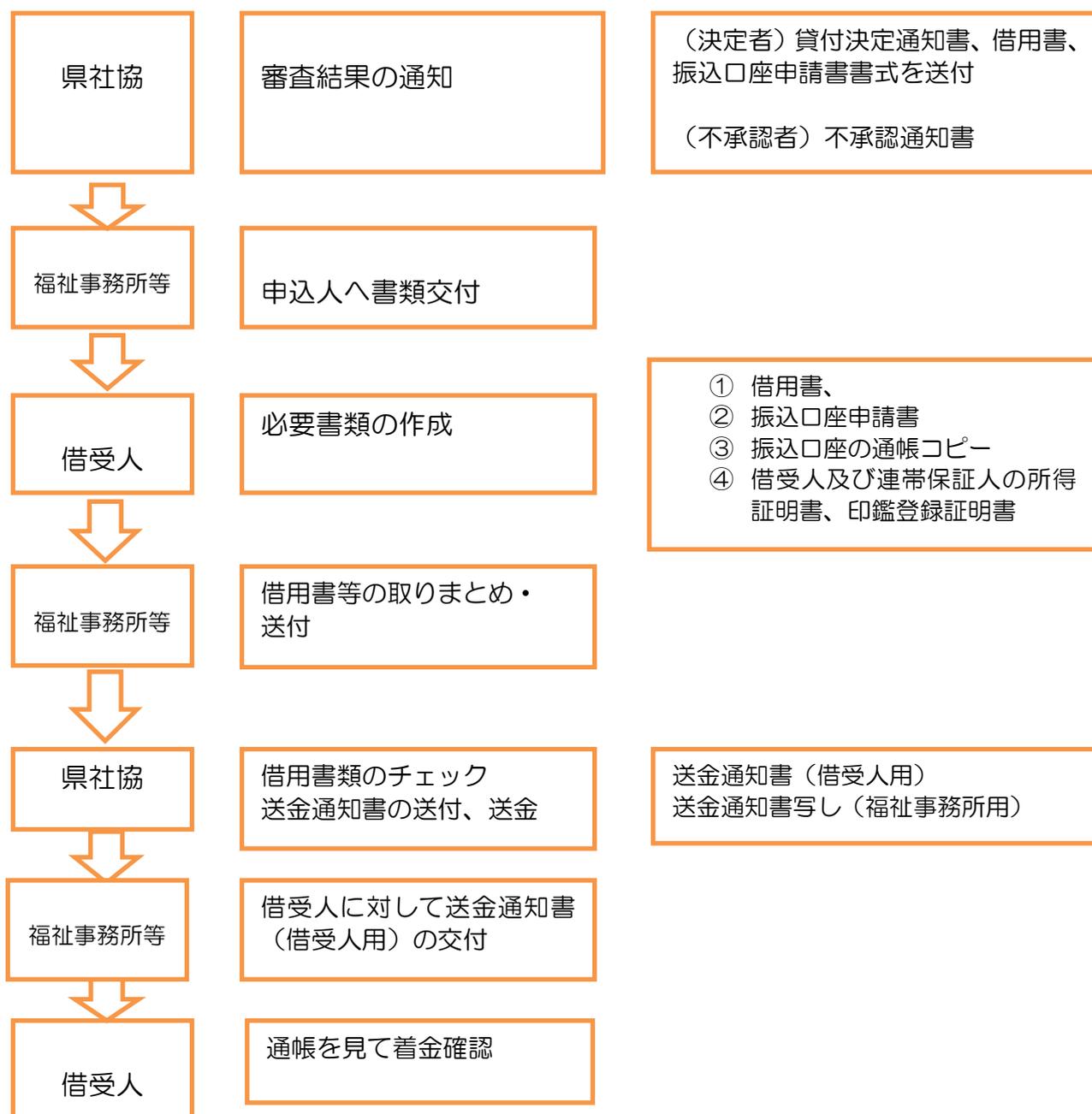
(1) 申込手続き（入学準備金・就職準備金）



留意点

- ・申込できるのは、県・市の福祉事務所所管の「高等職業訓練促進給付金の受給が決定した」方です。
- ・入学準備金・就職準備金ともに申請期限があります。
- ・提出書類が全て揃っていることをチェックリストで確認してから高等職業訓練促進給付金の受給決定のあった福祉事務所等を通して県社協へ送付してください。
- ・連帯保証人の設定は任意です。連帯保証人を設定しない場合は年利1%の利子が付されます。（返還債務の履行猶予期間中は無利子です。）
- ・連帯保証人を設定する場合は、原則として長崎県内に住所がある方で、返還債務を負担する資力がある方です。
- ・申込人が未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人（親権者等）である必要があるため申込人と生計が同じでも構いません。
- ・県社協に届いた書類に不明な個所がある場合は福祉事務所等を通して問い合わせます。
- ・貸付は各1人1回限りです。

(2) 貸付決定・契約手続き～貸付金送金

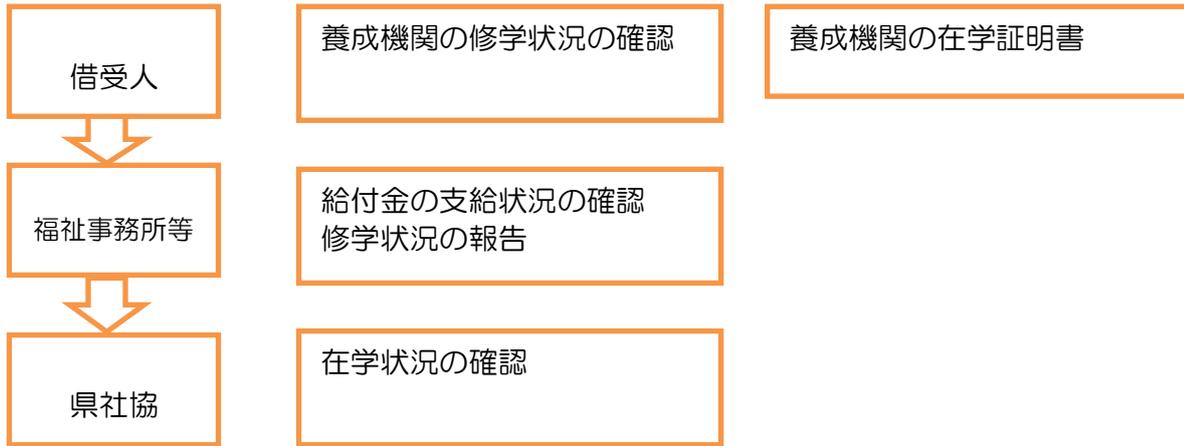


留意点

- 貸付審査の結果の理由は開示しません。
- 借用書には借受人と(連帯保証人)が直筆で記入しなければなりません。
- 借用書の日付けは記載しないでください。(県社協で貸付金送金日の日付けを記載します)
- 訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いてその上から印鑑を押して訂正し、近くの余白に正しく記入してください。(金額の訂正はできません。)
- 振込口座申請書に記載する口座は借受人名義でなければなりません。
- 通帳は、銀行名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義が分かるページをコピーして提出して下さい。(口座番号、名義人等がはっきり確認できるような濃い目にコピーして下さい)
- 印鑑登録証明書は発行から3か月以内のものに限ります。
- 貸付金は、借用書提出後、訂正等がなければ、1か月以内に送金する予定です。

(3) 養成機関に在学中の手続き

①在学状況の確認（複数年通う場合、年1回）



②退学した時の手続き（貸付金の返還）



留意点

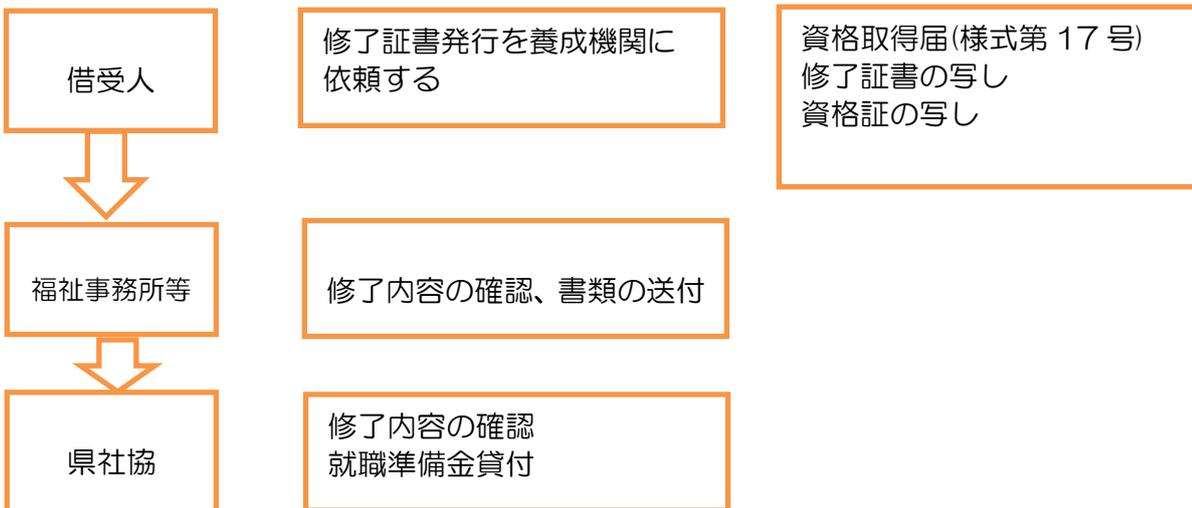
- 修学期間が複数年にわたる場合は、毎年4月1日現在での在学証明を提出しなければなりません。
- 所定の期日までに在学証明の提出がない場合は、貸付金の返還になる場合があります。
- 退学したときは、貸付金を返還しなければなりません。返還は原則として一括です。

③休学・留年した時



※復学の時は、休学・停学・復学・留年届（様式第9号）を福祉事務所等を経由して提出してください。

④養成機関の課程を修了した時

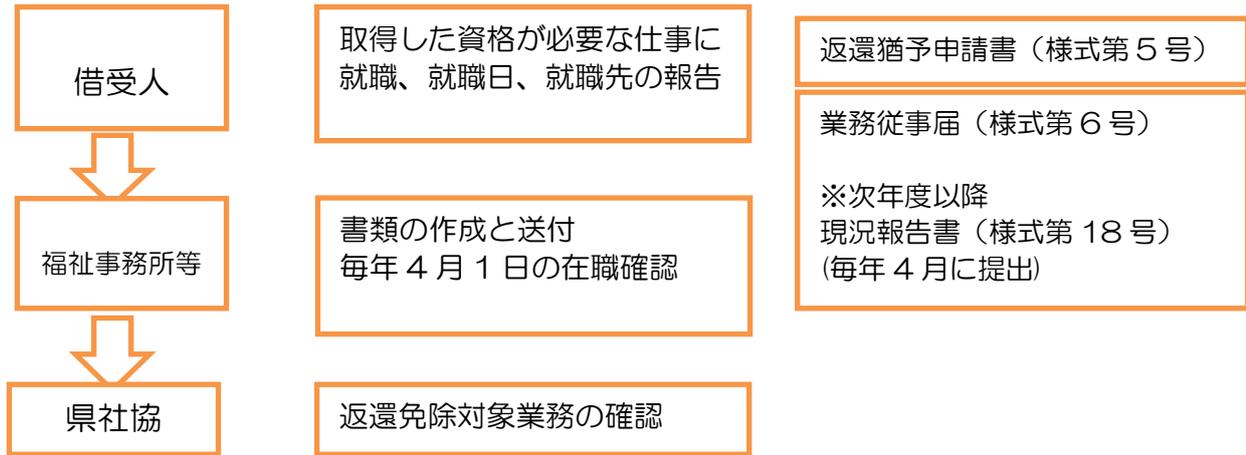


留意点

- ・養成機関の課程を修了したと同時に資格を取得した場合は、資格証の写しも同時に送付してください。資格登録が後日になる場合は、登録後、すぐに資格証の写しを送付してください。

(4) 就労期間中の手続き

①返還猶予の手続き



以後、5年間、資格業務に従事した場合

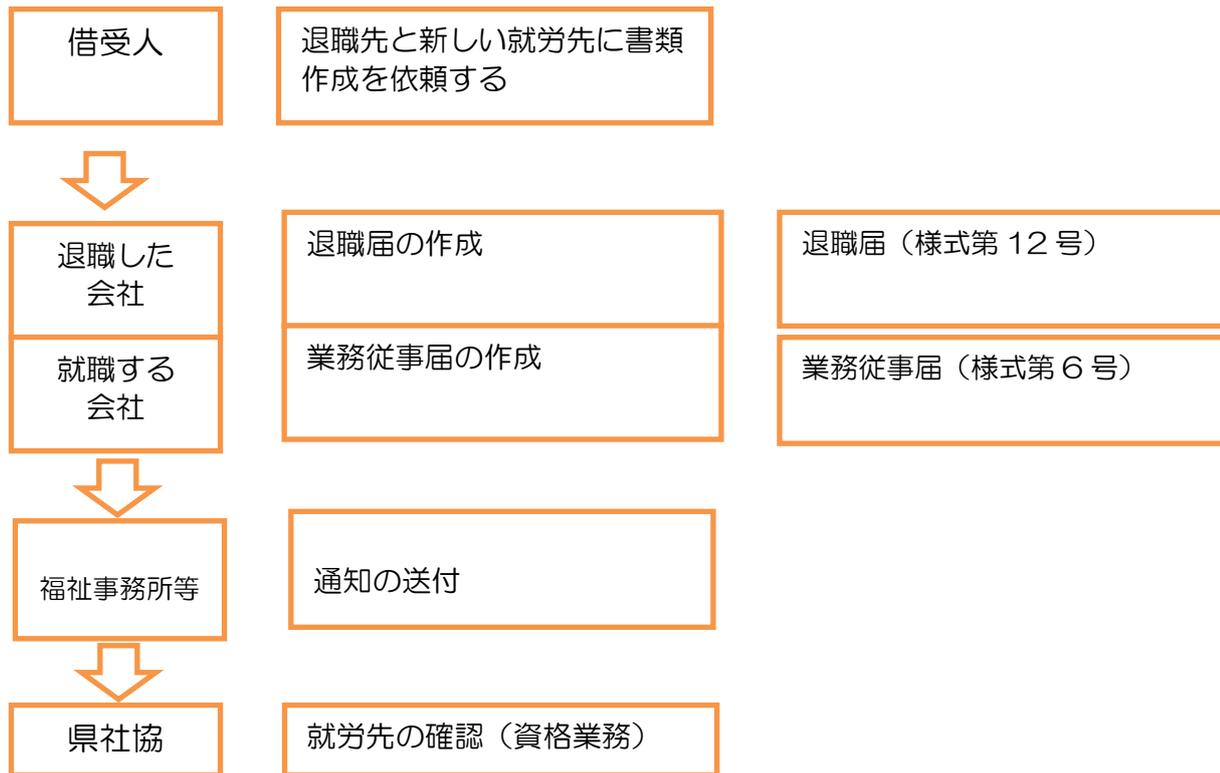
②返還免除の手続き



留意点

- 毎年4月1日時点での現況報告書（様式第18号）を送付してください。
- 正社員に限定しませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上必要です。
- 資格業務以外の仕事に就いた場合は、貸付金は返還しなればなりません。

①取得した資格が必要な仕事に転職した時



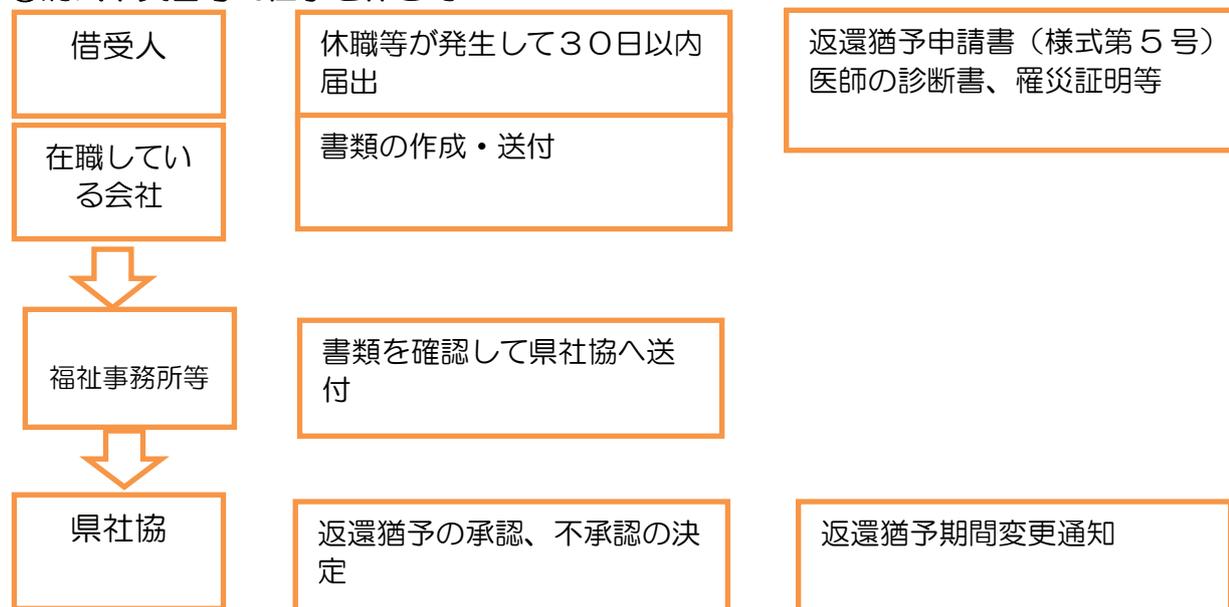
②取得した資格が必要な仕事を辞めた時（貸付金の返還）



留意点

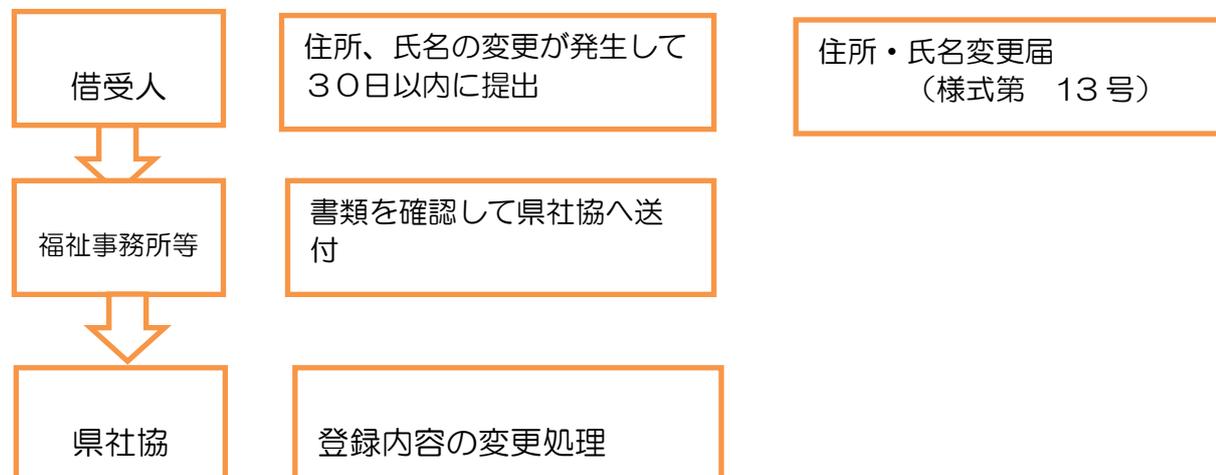
- 取得した資格が必要な仕事に転職する場合は、引き続き返還猶予となります。再就職までに無職の期間（求職期間）がある場合は、返還猶予申請書（様式第5号）を提出してください。
- 県外への就職又は、資格が必要な仕事以外への就職は貸付金返還となります。ただし、一定の期間、資格が必要な仕事をしていた場合は一部免除されますので、事前に県社協へご相談ください。
- 人事異動等、借受人の意思に寄らず、県外で資格業務に従事した場合は、免除期間として算入します。

③病気や災害等で仕事を休む時



④その他の手続き

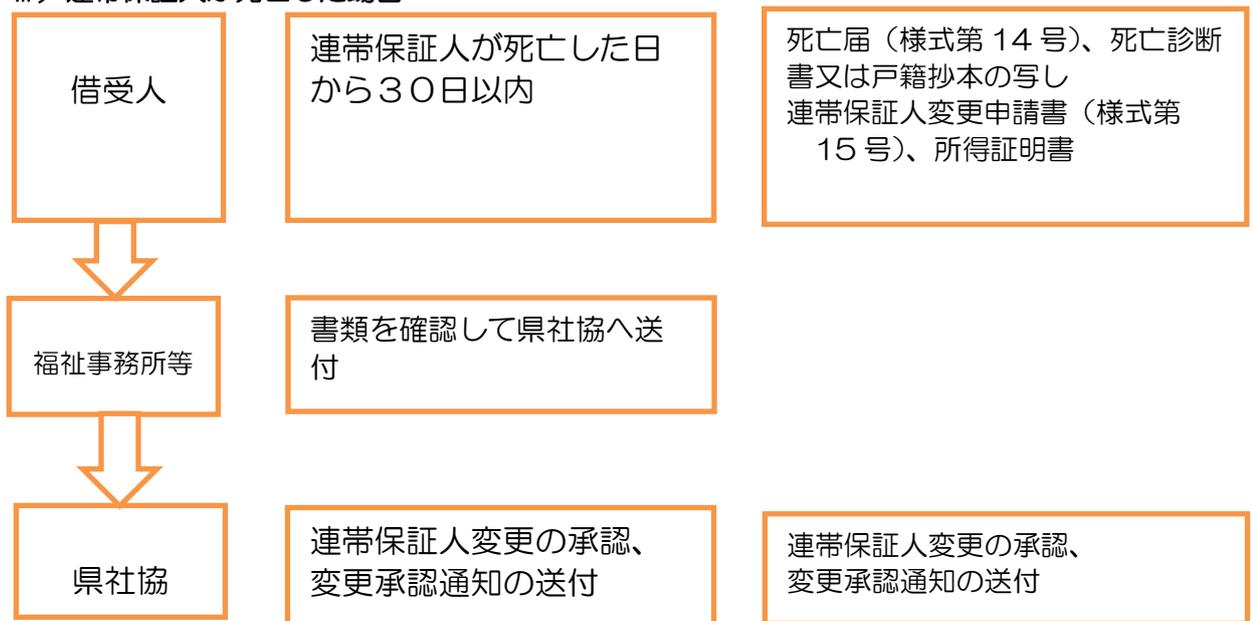
1) 住所、氏名が変更になった場合



ii) 借受人が死亡した場合



iii) 連帯保証人が死亡した場合



留意点

- 病気や災害などやむを得ない事情による休職（在籍のまま）については、取得した資格が必要な仕事に従事しているとみなします。ただし、免除期間には算入しません。
- 業務上の理由による死亡や業務に起因する心身の故障で資格業務に従事できなくなった場合は免除される場合がありますので県社協へご相談ください。（業務外の事由での場合は返還免除対象となりません）
- 借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は遺族が返還することになります。但し、返還免除になる場合がありますので、事前に県社協にご相談下さい。
- 連帯保証人が死亡した場合や、自己破産した場合など、債務負担能力がなくなった場合は、死亡届、死亡診断書等と共に連帯保証人変更申請書、所得証明書を県社協へ送付してください。

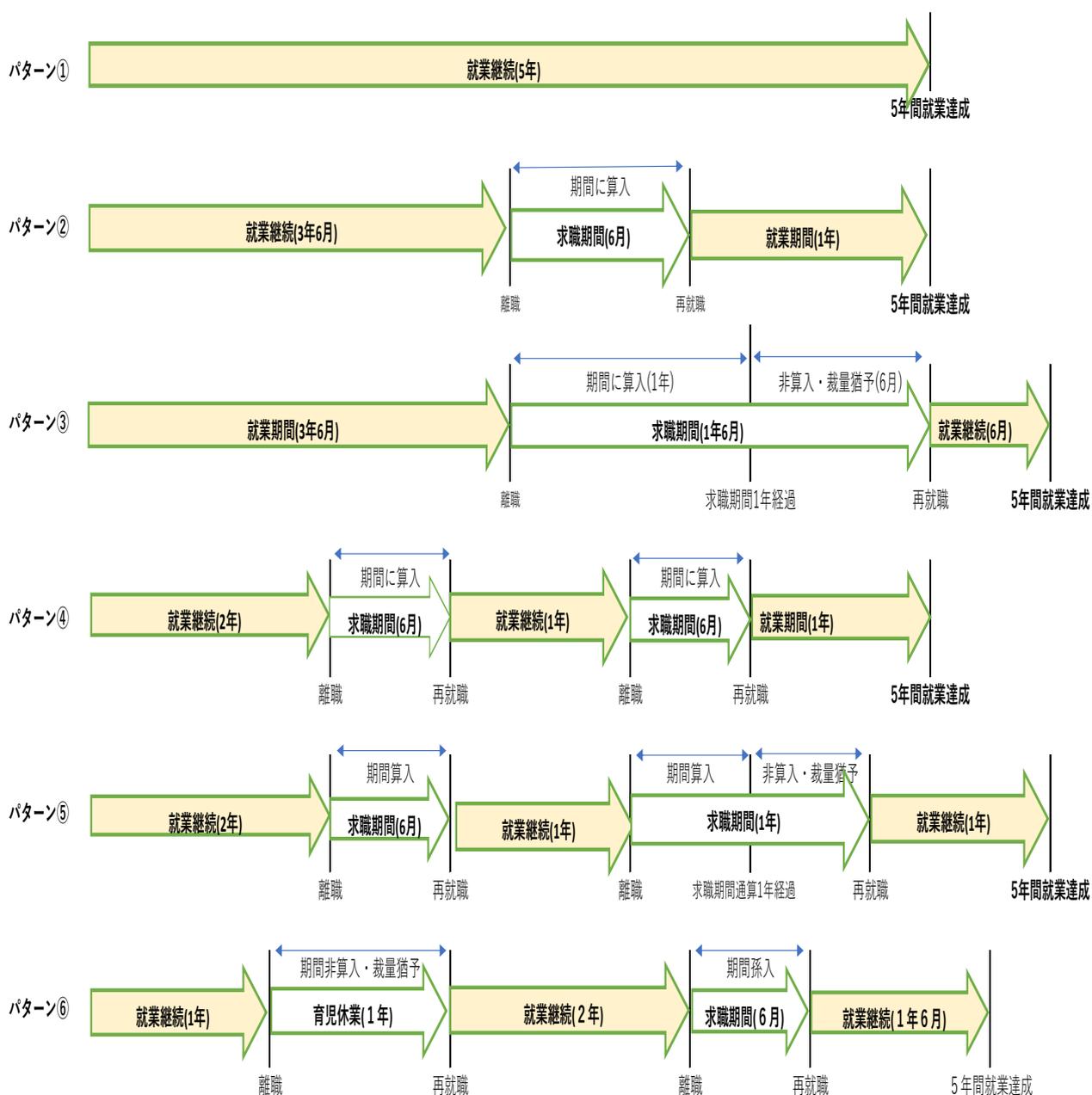
(6) 養成機関修了後、就労できなかった時の手続き



留意点

- 借受人が、資格業務に就職できず他の仕事に就いた場合で、資格業務への就職を希望することが認められる場合は、養成機関を卒業した日から2年以内であれば、返還猶予申請をすることができます。
- 借受人が、未就労の場合は返還猶予申請の必要性について県社協へご相談ください。

返還債務の免除となる5年間引き続き従事する場合の考え方



1. 求職期間は下記のア〜ウの活動を行っていることが証明されること(最長1年間)

求職活動 ア 月1回以上の求人への応募をしたとき

イ 月2回以上次の活動を行ったとき(・ハローワーク等が行う職業相談・職業紹介等) (公的機関等が行う求職活動に関する指導、企業説明会)

ウ ハローワークの指導による職業訓練を受講している場合 ※ハローワーク等への登録、求人情報の閲覧のみは対象外です。

2. やむを得ない状況により離職したが、再就職が見込まれる場合は継続とみなしますが、当該離職期間は業務従事期間には算入しません。

3. 雇用が継続している場合は、休職期間についても業務従事期間に算入します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 Q&A

問1 返還の債務の当然免除となる「取得した資格が必要な業務」とは、どのような業務ですか。

(答)

「取得した資格が必要な業務」に従事する場合とは、例えば、保健師の資格を取得した者が看護師として業務に従事する場合や看護師の資格を取得した者が訪問看護ステーションを経営する場合を含み、必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではない。実施主体や間接補助事業者は、取得した資格と業務内容との関係を確認したうえで判断して下さい。

また、「取得した資格が必要な業務」とは、常勤とは限りません(1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は返還免除対象期間には算入できません)。

問2 返還の債務の当然免除となる「5年間引き続き業務に従事したとき」とは、どのような場合ですか。

(答)

「5年間引き続き」とは、同一の企業等で5年間離職することなく、業務に従事する場合に限られるものではなく、次の場合も「5年間引き続き業務に従事」しているものとみなします。

① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入します。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間です。

なお、求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合です。

ア 月1回以上求人への応募を行った場合

イ 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関(民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。)が行う職業相談、職業紹介等
- ・ 公的機関等(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合です。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。

ただし、当該期間は業務従事機関には算入しない。(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。)

③ 雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとします。

問3 求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認することとされているが、具体的にどのように確認を行うのか。

(答)

求職活動の内容に応じて、以下のとおりとする。

- 求人への応募を行った場合には、面接日時を通知する文書や合否決定通知書により確認を行うこと。
- 公共職業安定所又は地方自治体による職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講については、求職活動確認票により確認を行うこと。
- 公共職業訓練等の受講や、求職者支援訓練の受講については、公共職業安定所長が受講者に対して発行した、職業訓練受講指示書等及び職業訓練の修了証により確認を行うこと。なお、受講生が公共職業安定所長が受講者に対して発行した職業訓練受講指示書等を紛失等したことにより別途証明書を必要とする場合は求職活動確認票（職業訓練受講関係）による確認を行う。
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という。）による求職活動に関する指導等については、原則として公共職業安定所長が発行した職業訓練受講指示書等及び職業訓練の修了証により確認を行うこと。ただし、指示書や修了証が発行されない訓練コースを受講する場合等については、「求職活動確認票（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構用）」により確認を行うこと。なお、J E E Dにおける確認手続に一定の時間を要する場合があるので、貸付の実施主体において、対象者に対するその旨の注意喚起を徹底すること。
- 各種養成施設に入校する場合や、教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合には、入学許可書や在学証明、受講証により確認を行うこと。
- 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス等を利用している場合には、支給決定通知書により確認を行うこと。
- 民間需給調整機関や求人情報提供会社、新聞社等を通じた求職活動については、原則として求職活動確認票により確認を行うこととするが、これによりがたい場合には、自己申告に基づき確認を行うとともに、以降の求職活動について確実に確認を行うため、公共職業安定所を通じて求職活動を行うよう指導すること。
- 求職活動確認票の記入・押印は、原則として求職活動の実施の都度、公共職業安定所、J E E D、地方自治体、民間需給調整機関等に求めるよう指導すること。
- 公共職業安定所における過去の求職活動に関する証明については、公共職業安定所が使用しているシステムにおけるシステムにおけるデータの保存年限等の関係で証明できない場合もあるので、貸付の実施主体において、対象者に対するその旨の注意喚起を徹底すること。

問4 求職活動を行っていることについて、就労支援機関等による証明書をどのような頻度で確認すべきか。

(答)

おおむね四半期ごとに実施することが望ましい。

問5 本貸付事業の貸付を受けたひとり親が再婚等によりひとり親ではなくなった場合、どのような取扱いとなるのですか。

(答)

本貸付事業は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としており、養成機関に在学中に再婚した場合には、高等職業訓練促進給付金の支給対象とはならなくなるため、貸付事業の対象にもならなくなる。このため、貸付契約は解除されることとなるが、在学期間中については、返還

の債務は履行猶予することができます。

なお、養成機関修了後にひとり親でなくなったとしても、ひとり親でなくなったことをもって、返還を求めるものではありません。

問6 母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けている者を本事業の貸付けの対象となりますか。

(答)

母子父子寡婦福祉資金貸付金と高等職業訓練促進資金貸付金は併用して差し支えありません。

また、独立行政法人日本学生支援機構による貸付や地方自治体又は民間団体による奨学金の併用も可能です。

なお、養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる専門実践教育訓練給付金を受給する者については、本貸付事業(入学準備金)の対象にはなりません。ただし、従前通り、高等職業訓練促進給付金と専門実践教育訓練給付金の支給を同時に受けることは可能です。

問7 返還の債務の裁量免除の要件(要綱第11-2)の「長期間所在不明」の確認方法、添付帳票はどのようなものが必要ですか。

(答)

所在不明と判断される場合としては、郵送物が宛先不明で返送されて来た場合や、貸付事業の実施主体が本人に複数回連絡しても連絡が取れない場合が考えられ、長期間所在不明となる起算点として、これらの日付を記録しておくことが重要となります。

問8 返還の債務の当然免除の要件(要綱第8-2)の「業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき」の確認方法、書類はどのようなものが必要ですか。

(答)

医師による診断書や労災申請の際の関係書類等により確認をして下さい。

問9 連帯保証人は借受を希望する者と別世帯でなければならないのですか。

(答)

借受人と連帯して債務を負担する能力があれば同一世帯でも構わない。ただし、保証能力が無いと実施主体が判断した場合は、追加で連帯保証人を要求する場合があります。

問10 取得した資格が必要な仕事に継続して5年間就業すれば免除対象とあるが、例えば2年7ヵ月で就労が終了した場合は全額を返還しなければならないのですか。

(答)

一定期間就労すれば債務の一部が免除対象となります。例示で言えば、就労に従事した月数を除した割合を貸付額に乗じて減ずることになります。

問11 養成施設を卒業したが、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合は返還となりますか。

(答)

養成施設を卒業後、1回目の国家試験を受験できなかった場合や合格できなかった場合、借受者本人の申立書等により次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、申立書等の提出により意思を確認し、翌年度の国家試験まで返還を猶予することができます。

問12 高等職業訓練促進給付金を受給していた市町を転居した場合、貸付金の申請は転居先の市町で行うのか。

(答)

転居先の市町の福祉事務所に申請していただきたい。

問13 入学準備金について、専門実践教育訓練給付金や自立支援教育訓練給付金を受給する者は本貸付事業の対象とはしないとあるが、就職準備については、貸付対象になりますか。

(答)

目的を同じくする他の公的な給付金などを活用する場合は、貸付対象外となります。養成機関への入学金や教材費などの給付が含まれるため対象外となります。養成機関卒業後、就職準備金をお申込みすることは可能です。

問14 准看護師の学校卒業後、引き続き正看護師の学校に進学する場合、訓練促進資金の借入はできますか。また、准看護師の資格取得後、正看護師の養成校を途中で退学した場合、入学準備金も返還対象になりますか。

(答)

准看護師の学校からそのまま正看護師の学校に通われる方は、入学準備金は准看護師の学校の入学時、就職準備金は正看護師の学校卒業時に貸付を行うこととなります。また、正看護師の学校を途中で退学した場合、入学準備金の内訳が准看護師にかかる費用のみの場合は返還対象とはならないが、正看護師の資格取得に係る費用が含まれている場合は一部返還対象となります。

問15 資格取得のため、平成28年4月～平成30年3月まで修業している者で、入学時は既婚者であったが、平成29年1月に離婚となり、ひとり親家庭の母となった。平成29年9月からの高等職業訓練促進給付金対象となる場合、入学準備金の貸付対象となりますか。

(答)

入学準備金の貸付対象にはなりません。

平成28年1月20日以降に養成機関で修業を開始し、高等職業訓練促進給付金の受給要件を満たす者が貸付対象となります。(入学時に貸付要件を満たす者が対象)

問16 県境の場合等、県外で業務に従事した場合、返還の対象となりますか。

(答)

県内での従事を原則としますが、県内に勤務先が見つからず、隣県において、業務に従事した場合、会長がやむを得ないと判断した場合は勤務先が県外であっても5年間の業務期間を満たせば、返還免除の対象となります。

問17 育休や産休でも返還猶予の対象になりますか。

(答)

育休や産休から復帰して改めて業務に従事する意思がある場合は返還猶予の対象となります。ただし、その期間は業務従事期間には含まれません。

問18 求職活動の期間も業務従事期間に含むとのことですが、卒業後ずっと仕事が見つからず5年間休職活動をしたとすると、それでも返還猶予は認められますか。

(答)

養成施設卒業後、資格を取得して1年以内に業務に従事することが要件のひとつであるため、その場合は返還対象となります。

問19 高等職業訓練促進給付金を受けて養成施設に通う予定ですが、在学中にこどもが20歳になるため、途中で給付金が支給されなくなってしまいます。その場合、貸付を受けることができますか。

(答)

入学準備金の申込みは可能ですが、就職準備金は対象外となります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金 各種様式集

様式番号	名称		
様式第1号	長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書	記入様式	記入例
様式第2号	個人情報取扱い同意書	記入様式	
様式第3号	長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用書	記入様式	
様式第4号	振込口座申請書(修学資金)	記入様式	
様式第5号	長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	記入様式	
様式第6号	業務従事届	記入様式	
様式第7号	長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書	記入様式	
様式第8号	業務従事期間証明書	記入様式	
様式第9号	休学・停学・復学・留年届	記入様式	
様式第10号	長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届	記入様式	
様式第11号	長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書	記入様式	
様式第12号	退職届	記入様式	
様式第13号	住所・氏名変更届	記入様式	
様式第14号	死亡届	記入様式	
様式第15号	連帯保証人変更申請書	記入様式	
様式第16号	退学・退校届	記入様式	
様式第17号	資格取得届(卒業・終了届)	記入様式	
様式第18号	現況報告書	記入様式	
様式第19号	求職活動確認票	記入様式	
*****	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 申請チェックリスト	記入様式	

記入例(白地様式は次頁)

様式第1号 (促進資金-1/2 枚目)

(R5 年度 申請用)

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書

令和5年4月25日
(※記入日)

長崎県社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ	モリ マチコ		※性別
氏名	茂里 町子 (印)		男 () 女 (○)
生年月日	西暦 1972年3月20日生(51歳)	健康状態	良好 () 普通 (○) 悪い ()
本人の住所等	〒999-9999 長崎市浦上川町99-99 電話番号 固定095(999)1111 携帯090(8888)8888		
養成機関 及び 修業内容	養成機関の名称	長崎県医療看護学校	
	学科名	准看護学科 学科(コース) 第1学年	
	所在地等	〒○○○-●●●● 長崎市○○町□□番地-▽△号 電話番号 095-(◆□◇)1111	
	修学期間	令和5年4月1日~令和7年3月31日 (24ヶ月)	
	入学年月日	令和5年4月7日(入学準備金申請時に記載して下さい)	
	卒業年月日	令和 年 月 日(就職準備金のみ申請時に記載して下さい)	
修業に係る資格 (該当するものに○印)	看護師 (○) 准看護師 (○)、美容師、理容師、理学療法士 作業療法士、調理師、その他()		
訓練資金の貸付 希望金額 (千円単位で記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 入学準備金		500,000 円
	所要費用の内訳	入学科・受講料 教材費・その他	500,000 円
	<input type="checkbox"/> 就職準備金		円
	所要費用の内訳		円
他の給付金・貸付金の申込みの有無 (該当欄に○印)	1. 専門実践教育訓練給付金 有 () 無 (○) 2. 保育士修学資金貸付金 有 () 無 (○) 3. 介護福祉等修学資金貸付金 有 () 無 (○) 4. 自立支援教育訓練給付金 有 () 無 (○) 5. 日本学生支援機構奨学金 (○) 無 () 金額 月額 30,000 円		
卒業後の就職希望先	県内の病院・診療所を希望		

訓練資金の貸付欄は入学準備金と就職準備金のいずれか該当する欄にチェックを入れて下さい(両方同時の貸付はできません)

様式第1号（促進資金—2/2 枚目）

家族の状況				
続柄	氏名	年齢	勤務先名・職種 (学校名・学年)	年間所得額
本人	茂里 町子	51	長崎医療看護学校	900千円
長男	茂里 健介	17	○×高等学校2年生	0千円
長女	茂里 華	14	○○中学校3年生	0千円
次男	茂里 一郎	10	△△小学校5年生	0千円

連帯保証人			
フリガナ	ナガサキ フクタロウ		生年月日
氏名	長崎 福太郎		西暦 1966年8月30日生 (57歳)
住所等	〒○○○-△△△△ 長崎市○△町●●番地××号 電話 095(◇◇◇)××××		
勤務先住所等	名称・職種 長崎●×株式会社 営業課 〒850-◇◇◇◇ 長崎市●●町△△番地 電話095(×××)□□□□		
年間所得額	6,000,000 円	本人との続柄	叔父

※連帯保証人の要否は申請人が選択できます。

当該申請に基づき資金の貸付が承認された場合、連帯して債務を負担することを承諾します。

令和5年4月25日

連帯保証人(本人) 長崎 福太郎
(印鑑不要)

申請書の添付書類

1. 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
2. 個人情報取扱い同意書(様式第2号)
3. 住民票(世帯全員の記載があるもの)
4. 本人及び世帯全員の所得を証明するもの(所得証明・源泉徴収票等)
(連帯保証人が申請者と同一世帯のときは申請時に所得証明書を提出して下さい。)
5. 入学準備金の申請にあたっては、養成機関の在学証明書等
6. 入学準備金と就職準備金の貸付は同時にできません。、就職準備金については、資格取得後に養成機関の修了証明書と資格証明書写しを添付して申請して下さい。
7. 借受人が未成年であるときは、連帯保証人は当該法定代理人(親権者)です。

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			※性別
氏名	(印)		男・女
生年月日	西暦 年 月 日生	健康状態	良好・普通・悪い
本人の住所等	〒 ー 電話番号 固定電話 () 携帯電話 ()		
養成機関 及び 修業内容	養成機関の 名称		
	学科名	学科(コース) 第 学年	
	所在地等	〒 ー 電話番号	
	修学期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (ヶ月)	
	入学年月日	令和 年 月 日 (入学準備金申請時に記載して下さい)	
	卒業年月日	令和 年 月 日 (就職準備金のみ申請時に記載して下さい)	
	修業に係る資格 (該当するものに○印)	看護師、准看護師、美容師、理容師、理学療法士 作業療法士、調理師、その他 ()	
訓練資金の貸付 希望金額 (千円単位で記入)	<input type="checkbox"/> 入学準備金		円
	所要費用の 内 訳	入学料・受講料 教材費・その他	円
	<input type="checkbox"/> 就職準備金		円
	所要費用の 内 訳		円
他の給付金・貸付金の 申込みの有無 (該当欄に○印)	1. 専門実践教育訓練給付金	有 無	
	2. 保育士修学資金貸付金	有 無	
	3. 介護福祉等修学資金貸付金	有 無	
	4. 自立支援教育訓練給付金	有 無	
	5. 日本学生支援機構奨学金	有 無	金額 _____ 円
卒業後の就職希望先			

様式第1号（促進資金－2/2 枚目）

家 族 の 状 況				
続 柄	氏 名	年齢	勤務先名・職種 (学校名・学年)	年間所得額
本 人				千円
				千円

連 帯 保 証 人			
フリガナ		生年月日	
氏 名		西暦	年 月 日 (生 歳)
住 所 等	〒 ー	電話	()
勤 務 先 住 所 等	名称・職種		
	〒 ー	電話	()
年間所得額	円	本人との続柄	

※連帯保証人の要否は申請人が選択できます。

当該申請に基づき資金の貸付が承認された場合、連帯して債務を負担することを承諾します。

令和 年 月 日

連帯保証人(本人) _____

申請書の添付書類

1. 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
2. 個人情報取扱い同意書(様式第2号)
3. 住民票(世帯全員の記載があるもの)
4. 本人及び世帯全員の所得を証明するもの(所得証明・源泉徴収票等)
(連帯保証人が申請者と同一世帯のときは申請時に所得証明書を提出して下さい。)
5. 入学準備金の申請にあたっては、養成機関の在学証明書等
6. 入学準備金と就職準備金の貸付は同時に申請できません。就職準備金については資格取得後、養成機関の修了証明書と資格証明証の写しを添付して申請して下さい。
7. 借受人が未成年であるときは、連帯保証人は当該法定代理人(親権者)です。

様式第2号(促進資金)

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。

2. 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、介護施設・事業所、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・ 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
- ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
- ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6. 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付における個人情報の取扱い同意書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日 貸付申請者 _____ (印)
(本人自筆)

令和 年 月 日 連帯保証人 _____ (印)
(本人自筆)

※ 貸付申請者、連帯保証人各々について、署名捺印し、期日を記載してください。

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号				借受人氏名		
養成施設名 (学科専攻まで記載して下さい)	入学年月日	令和	年	月	日	入学準備金申請の場合記載
	卒業年月日	令和	年	月	日	卒業準備金申請の場合記載

私は、次のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付の決定を受けました。
本資金は貴会の規定に従い貸付規程を遵守することを誓約いたします。
なお、本貸付規程に定める事項を履行できなくなったときは規定に従い返還いたします。

借用期間 (修学期間)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで()ヶ月
入学準備金	
就職準備金	
借用総額	

※就職準備金のための申請の場合は、借用期間欄に養成機関に修学した期間を記載して下さい。



【借受人】住所
自署すること _____

氏名 _____ 印

【連帯保証人】住所
自署すること _____

氏名 _____ 実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

注) 連帯保証人を立てている場合は、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付し、印鑑登録証明書

の印鑑を押印すること。

様式第 4 号(促進資金)

振 込 口 座 申 請 書 (促進資金)

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 (県社協使用欄)	
住 所 等	〒 _____ 自宅電話 () 携帯電話 ()
フリガナ	生年月日
氏 名	西暦 年 月 日生

※機械印字に相違がある場合は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、手書きで書き直して下さい。

銀 行 名 (銀行コード)	銀行 ()	支店名 (支店コード)	()
口座の種類	普通預金		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

- 注) 1. 使用口座は、借受人本人名義の口座に限ります。
2. 通帳の写し(表表紙の裏の写し / 銀行・支店コード、カタカナ口座名義が記載されているページ)を添付して下さい。(用紙サイズはA4版)

私は、上記のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の振込口座を申請いたします。

令和 年 月 日

貸付申請者
(本人自筆)

Ⓜ

様式第5号(促進資金)

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
養成校名			
	卒業年月日	令和	年 月 日
申請人の住所等	〒 _____		
	自宅電話	()	携帯電話 ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日生
資格取得年月日	令和 年 月 日	返還免除対象 業務従事年月日	令和 年 月 日

借用期間 (修学期間)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 ヶ月)	借用総額	円
		返還済額	円
返還猶予 申請期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 ヶ月)	返還猶予 申請額	円
申請理由 該当番号を○で囲んで下さい。	1. 引き続き当該養成校に在学しているため 2. 当該養成校を卒業後、引き続き、他種の養成校において修学しているため。 3. 長崎県の区域内において返還免除対象業務に従事しているため 4. 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情があるため		
備考			

※就職準備金のみ申請の場合は、借用期間欄に養成機関に修学した期間を記載して下さい。

※返還猶予申請をする場合は業務従事届(様式第6号)と併せて提出して下さい。

注) 申請理由により次の書類を添付して下さい。

理由1、2の場合、在学する養成校の在学証明書

理由3の場合、業務従事届(様式第6号)

理由4の場合、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情を証する書類

次のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお上記申請理由にかかる事情に該当しなくなった場合には、上記猶予期間内にかかわらず返還します

令和 年 月 日

貸付申請者



(本人自筆)

様式第6号 (促進資金)

業務従事届

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
養成施設等名 (学科・専攻まで詳しく)			
養成校卒業年月日	令和 年 月 日	資格取得年月日	令和 年 月 日
申請人の住所等	〒 _____ 自宅電話 () 携帯電話 ()		
氏名		生年月日	西暦 年 月 日生

法人名		連絡担当者名	
従事先住所等	〒 _____ 電話 ()		
職種			
採用年月日	令和 年 月 日		
雇用形態	1週間の所定労働時間が20時間	<input type="checkbox"/> 以上	<input type="checkbox"/> 未満
雇用種類	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 契約職員 <input type="checkbox"/> その他()		

※「取得した資格が必要な業務」とは、常勤に限らないが1週間の所定労働時間が20時間以上必要です。上記雇用形態欄の該当するところにチェックを付けて下さい。

私は上記のとおり業務に従事していますので、お届けします。

令和 年 月 日 氏名 (印)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の住所等 〒 -

業務従事先の名称

業務従事先の長の職及び氏名 (印)

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
養成施設名			
	卒業年月日	令和	年 月 日
申請人の住所等	〒 _____		
	自宅電話	()	携帯電話 ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日生
資格取得年月日	令和 年 月 日	返還免除対象 業務従事年月日	令和 年 月 日

借用期間 (修学期間)	令和 年 月 日から	借用総額		円
	令和 年 月 日まで (年 ケ月)			
返還猶予期間	令和 年 月 日から	返還猶予額		円
	令和 年 月 日まで (年 ケ月)			
申請理由 該当番号を○で囲んで下さい。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格取得後1年以内に、長崎県内で取得した資格が必要な返還免除対象業務に5年間従事したため 2. 返還免除対象業務に従事している期間に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障により業務に従事できなくなったため 3. 業務外の事由により死亡または障害により返還対象業務に従事できなくなったため 4. 長崎県内で返還免除対象業務に一定期間従事したため 			
備考				

※返還免除申請される場合は、県社協に事前に連絡下さい。機械印字した様式を送付します。

注) 申請理由により次の書類を添付して下さい。
 理由1、4の場合、業務従事期間証明書
 理由2、3の場合、その事実を証明する書類

上記のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還金の支払免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

貸付申請者
(本人自筆)



業務従事期間証明書

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
養成施設等名 <small>(学科・専攻まで詳しく)</small>			
養成校卒業日	令和 年 月 日	資格取得年月日	令和 年 月 日
様式第8号(促進資金)申請人の住所等	〒 _____ 自宅電話 () 携帯電話 ()		
氏 名		生年月日	西暦 年 月 日生

従 事 先 名		連絡担当者名
従 事 先 住 所 等	〒 _____ 電話 ()	
職 種		
従 事 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 ヶ月)	
備 考		

私は上記期間のとおり指定業務に従事しましたのでお届けいたします。

令和 年 月 日

氏名



上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称

業務従事先の長の職及び氏名



休学・停学・復学・留年届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

現住所 〒 —

電話番号 ()

氏 名 ⑩

このたび、養成施設等を（※ 休学 ・ 停学 ・ 復学 ・ 留年 ）しましたので、
下記のとおりお届けします。

養成施設等名 (学科・専攻まで詳しく)			
	入学年月	年 月	第 学年
※届出事項	1 休学 (年 月 日から 年 月 日まで)		
	2 停学 (年 月 日から 年 月 日まで)		
	3 復学 (年 月 日)		
	4 留年 (年 月 日から 年 月 日まで)		
理 由			

<備考> ※欄は該当するもの、番号を○で囲んでください。

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

養成施設等の所在地 〒 —

養成施設等の名称
養成施設等の長の職及び氏名 ⑩

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
養成施設等名 (学科・専攻まで詳しく)			
	入学年月	年 月	第 学年
住所等	〒 -		
	電話 ()		
フリガナ	生年月日		
氏 名	Ⓜ	西暦 年 月 日生 (歳)	

下記のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を辞退しますので、お届けします。

辞退年月日	令和 年 月 日
辞退理由	
借用済金額	円 (年 月分から 年 月分まで)

退 職 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

現住所 〒 ー

電話番号 ()

氏名 ㊟

下記のとおり退職しましたので、お届けします。

養成施設等名 (学科・専攻まで詳しく)		
	卒業年月日	令和 年 月 日
最終従事先	名称	
	住所等	〒 ー 電話 ()
	退職年月日	令和 年 月 日
退職理由		

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

最終従事先の所在地 〒 ー

最終従事先の名称
最終従事先の長の職及び氏名

㊟

死 亡 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

（ ※届出人 借受人 ・ 連帯保証人 ・ 遺族 ）
現住所 〒 -

電話番号 ()

氏 名 ㊟

下記のとおり死亡しましたので、お届けします。

※ 借受人 ・ 連帯保証人	住所等	〒 -	
		電話 ()	
	氏 名		
	死亡年月日	年 月 日	
	借受人の場合 養成施設等名 (学科・専攻まで詳しく)	卒業(予定)年月日	年 月 日
	連帯保証人の場合	住所等	〒 -
	業務従事先	名 称	電話 ()
	職 種		

- 注) 1 ※欄は該当するものを○で囲んでください。
2 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本等を添付してください。

連帯保証人変更申請書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付中の長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金につきまして、連帯保証人を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

【貸付申請者】

現住所 〒 —

氏 名 (印)

【現在の連帯保証人】

現住所 〒 —

氏 名 (印)

新 連 帯 保 証 人			
フリガナ		生年月日	
氏 名	(印)	年 月 日	生 歳
住 所 等	〒 —	電話 ()	
勤 務 先 住 所 等	名称・職種		
	〒 —	電話 ()	
年間所得額	円	本人との続柄	

※添付書類 新連帯保証人の印鑑登録証明書
新連帯保証人の所得を証明するもの（所得証明書、源泉徴収票等）

退学・退校 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

現住所 〒 -

電話番号 ()

氏名 ⑩

このたび、養成施設等を退学・退校しましたので、下記のとおりお届けします。

1 退学・退校した養成施設名	
2 退学・退校理由	
3 退学・退校年月日	年 月 日

上記のとおり相違ないことを認めます。

年 月 日

養成施設等の所在地 〒 -

養成施設等の名称

養成施設等の長の職及び氏名 ⑩

資格取得届 (卒業・修了届)

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

現住所 〒 -

電話番号 ()

氏名 (印)

私は、 養成施設を卒業(修了)し、 資格の取得状況は
下記のとおりであったので届け出ます。

記

卒業年月日	資格取得(登録)の有無
年 月 日	有 ・ 無

※添付書類

- ①養成施設の卒業(修了)証書の写し
- ②資格を取得した場合、その免許証の写し
但し、免許証がまだ手元に届いていない場合は登録済通知書の写しを添付し、
免許証が届き次第免許証の写しも提出して下さい。
- ③卒業証書写しの提出を以て、下記養成施設の証明印は省略することができます。

.....
上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

養成施設名

施設長名 (印)

現況報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人住所

借受人氏名

⑨

借受人電話番号

次のとおり、令和 年 4 月 1 日現在の現況を報告します。

勤務先	所在地	(〒 ー)
		電話 ()
又は	名称	
学校名	職種 又は 学部学科／学年	

【ご注意】

- 1 返還債務の手続きが完結するまでの間、当該年の 4 月 1 日の現況について県社協会長に報告しなければなりません。その際は、修学中の方は在学証明書を添付してください。
- 2 また、下記事項に該当した場合は、別途届が必要となりますので、遅滞なく所定の届出を提出してください。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき
氏名等変更届（様式第13号）
- (2) 休学、停学、復学、留年したとき
休学・停学・復学・留年届（様式第9号）
- (3) 退学・退校したとき
退学・退校届（様式第16号）
- (4) 卒業したとき
資格取得届（卒業・終了届）（様式第17号）
- (5) 業務の従事先を退職したとき
退職届（様式第12号）
- (6) 求職活動を行ったとき
求職活動実施状況届（様式第19号）
- (7) 業務従事先が変わったとき
業務従事届（様式第6号）

提出書類と一緒に、本チェックリストも福祉事務所に提出してください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金申請チェックリスト

養成施設名		申請者 氏 名	
福祉事務所名			
担当者名			

※申請者、福祉事務所双方でチェックを行って下さい。担当者名も必ず記入して下さい。

【記載内容確認チェック】

No	内 容	チェック		備考
		申請者	福祉事務所	
1	すべて記入したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	申請期限内か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	申請書(様式第1号) 【申請者記載欄】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	申請金額は正しいか 専門実践教育訓練給付金又は自立支援教育訓練給付金は受給していないか (受給の場合、入学準備金は非該当)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	申請書(様式第1号) 【連帯保証人がいる場合】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	すべて記入したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	押印は不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付における個人情報の取扱同意書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	申請者(と連帯保証人)の氏名は様式第1号と一緒にある 押印したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※記載の仕方が不明の場合は、記入例を参照して下さい。

【提出書類チェック】

No	書類名			
1	申請書(様式第1号)2枚目 家族の状況等の項目は記載したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	高等職業訓練促進給付金受給決定通知書の写しは添付しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	申請者の世帯全員分の住民票は添付しているか(個人番号の無いもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	本人、家族の所得証明又は源泉徴収票は添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付における個人情報の取扱同意書(様式第2号)は添付しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	入学準備金を申請する場合、在学証明書等は添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	養成機関の課程を修了したことを証明する書類のコピーは添付しているか(就職準備金を申請する場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	取得した資格の登録証等のコピーは添付されているか(就職準備金を申請する場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【福祉事務所等の担当者様へ】

上記の書類が全て揃ったらこのチェックリストと申請書を県社協へ送ってください。

申請書類は漏れが無いようにご確認ください。

申請書類を受付後、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
ひとり親家庭貸付担当

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F

TEL 095-846-8639

※ 貸付番号は、今後照会等で必要になります。
貸付決定通知書から転記しておいて下さい。

申請者名	
貸付番号	